

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律
規制の名称：不当表示による顧客の誘引を防止するための規制の新設
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：消費者庁景品表示法プロジェクトチーム
評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずる必要があるため、今回の法改正を行うこととしており、具体的には以下のような規制の新設を行う。

- ① 課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算する。
- ② 報告の徴収及び立入検査等の権限の行使対象範囲に是正措置計画の認定等※の取消事由を判断する場合も含める。

※「是正措置計画の認定等」の措置とは法第5条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画等を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこととするもの。

①の規制の新設を行わない場合、現行の課徴金納付命令を受けてもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ている事業者が違反行為を繰り返し行うことを抑止できず、不当表示規制の実効性を確保することが難しくなる。

②の規制の新設を行わない場合、是正措置計画等が適切に実施されていない等の是正措置計画

等の取消事由が存在するか判断できないこととなり、是正措置計画等の適正な実施を担保できなくなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【①の規制について】

不当表示を繰り返す事業者は、現行の課徴金納付命令を受けてもなお違反行為を行うインセンティブが生じる程の利益を得ていると考えられる。このような事業者に対して違反行為を抑止するためには、インセンティブを失う程度まで課徴金の額を加算するという規制手段が効果的である。この点について、罰則を新たに設けることも考えられるが、謙抑性の原則の観点より他の効果的手段がある場合には規制手段として採用すべきではない。したがって、①の規制手段を設けることが適当である。

【②の規制について】

是正措置計画の認定等に従って措置が実施されなければ、法の目的である不当表示等を防止し一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保することが実現できなくなる。そこで、是正措置計画の認定の取消事由が存在するか否かを判断するために②の規制を設ける必要がある。この点については、任意調査により取消事由を確認することも考えられるが、任意調査では事業者の協力が得られない場合に取消事由が存在するか否か判断できなくなることから、②の規制手段を設けることが適当である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

①の規制は、繰り返し不当表示を行った事業者に対する課徴金を加算するものであるが、禁止される不当表示の内容は現行の規制から変わらないため、新たな遵守費用は発生しない。

②の規制については、現行の規制においては、行政調査等を経て行われる行政処分に対応しなければならないのに対して、②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度の導入により行政処分が行われず早期に行政調査等が終了されることから、現行の規制よりも遵守費用が低下すると想定される（報告の徴収等の結果認定が取り消され、行政調査を経て行政処分がなされることとなっても、現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な遵守費用は発生しない。）。

【行政費用】

①の規制は、課徴金額を加算するものであるが、禁止される不当表示の内容及びその認定に係る業務は現行の規制から変わらないため新たな行政費用は発生しない。

②の規制については、現行の規制においては、行政調査等を経て行政処分を行うのに対して、②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度の導入により、行政処分を行わず早期に行政調査等を終了することから、現行の規制よりも行政費用が低下すると想定される（報告の徴収等の結果認定を取り消し、行政調査を経て行政処分を行うこととなっても、現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な行政費用は発生しない。）。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

①の規制は不当表示規制の実効性を確保するために、②の規制は是正措置計画の適正な実施を担保するために新設するものであるが、いずれも表示等の適正化を通じて商品及び役務の取引における一般消費者による自主的かつ合理的な選択の一層の確保につながる効果が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

規制の効果を一律に金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果

果を活用して把握する。

①及び②の規制は、違反行為を繰り返した事業者や、認定した是正措置計画等に従って措置を実施していない疑いがある事業者等を対象とするものであり、いずれも事業者の適正な広告等の事業活動等に影響を与えるものではないため、副次的な影響及び波及的な影響については想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の規制の導入に伴い、新たな費用は発生しない又は発生するとしても現行の規制で求められている対応を行うこととなるにすぎず、本規制の導入により現行の規制から追加的な費用は発生しない。他方、規制を導入することにより商品及び役務の取引における一般消費者による自主的かつ合理的な選択の一層の確保につながる効果が期待される。したがって、今回の規制の導入は費用よりも効果が明らかに大きいと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

①の規制に関しては、罰則を新たに設けることも考えられるが、謙抑性の原則の観点より、他

の効果的手段がある場合には規制手段として採用すべきではない。したがって、①の規制手段を設けることが適当である。

②の規制に関しては、任意調査により取消事由を確認することも考えられるが、任意調査では事業者の協力が得られない場合に取消事由が存在するか否か判断できなくなることから、②の規制手段を設けることが適当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

消費者庁において、令和4年3月から12月まで、経済団体、消費者団体及び学者等の有識者で構成される「景品表示法検討会」を開催し、景品表示法を取り巻く社会環境の変化等に対応した法制度の在り方について検討を行った。

検討会において、不当表示の抑止力を高めるため、繰り返し違反行為を行う事業者に対しては割り増した課徴金の算定率を適用すべき、自主的に十分な内容の取組を確実に実施できると見込まれる事業者については事業者の自主的な取組を促すいわゆる確約手続（すなわち、②の規制の前提となる是正措置計画の認定等の制度）を導入すべきであるといった内容の報告書が令和5年1月に取りまとめられている。今回の規制の新設は、当該検討会の報告書を踏まえて立案しているものである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正法の施行後5年を経過した場合において、本法の施行の状況について検討を加えることとする（本法の附則においても同旨を規定する。）。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制導入後の、繰り返し不当表示を行う事業者に対して課す課徴金納付命令の件数等や是正措置計画等の認定の取消し状況等を勘案することとする。